新	旧
営繕工事請負契約における設計変更等ガイドライン 令和６年４月 館　山　市	営繕工事請負契約における設計変更等ガイドライン 平成３１年４月 館　山　市

新	旧
目　次	目　次

第１章　設計変更ガイドライン策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1-1　ガイドラインの目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1-1-1　発注者の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1-1-2　受注者の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第２章　設計変更　・・3
2-1　設計変更の基本事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
2-2　設計変更を行う場合の具体的な事例と手続き　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
2-2-1　設計図書が互いに一致しない場合（契約書第 18 条第１項第１号）　・・・・・・・・・・9
2-2-2　設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（契約書第 18 条第１項第２号）　・・・・・・・・・10
2-2-3　設計図書の表示が明確ではない場合（契約書第 18 条第１項第３号）　・・・・・・・・・11
2-2-4　設計図書と実際の工事現場が一致しない場合（契約書第 18 条第１項第４号）　・・・・11
2-2-5　予期することが出来ない特別な状況が生じた場合（契約書第 18 条第１項第５号）　・・11
2-2-6　発注者が「設計図書の照査」の範囲をこえる作業を指示した場合　・・・・・・・・・・12
（契約書第 18 条第１ 項第１ 号から第５ 号及び公共建築工事共通仕様書共通編 1-1-8）
2-2-7　設計変更に関わる資料の作成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
2-2-8　発注者が必要と認め変更する場合（契約書第 19 条）　・・・・・・・・・・・・・・・・16
2-2-9　受注者からの請求により工期を延長する場合（契約書第 22 条）　・・・・・・・・・・・17
2-2-10 発注者の請求により工期を短縮する場合（契約書第 23 条）　・・・・・・・・・・・・・18
2-3　指定と任意の正しい運用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
第３章　施工条件明示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
3-1　設計図書への施工条件明示　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
別添　・・・23
工事打合せ簿の記載例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
違算防止のための留意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
参考資料　・・28
設計変更に関する通達・通知等（国からの通達・通知類）
設計変更に伴う契約変更の取扱いについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」の運用について　・・・・・・・・・・・・・・33
「条件明示について」　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34

第１章　設計変更ガイドライン策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1-1　ガイドラインの目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1-1-1　発注者の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1-1-2　受注者の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第２章　設計変更　・・3
2-1　設計変更の基本事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
2-2　設計変更を行う場合の具体的な事例と手続き　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
2-2-1　設計図書が互いに一致しない場合（契約書第 19 条第１項第１号）　・・・・・・・・・・9
2-2-2　設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（契約書第 19 条第１項第２号）　・・・・・・・・・10
2-2-3　設計図書の表示が明確ではない場合（契約書第 19 条第１項第３号）　・・・・・・・・・11
2-2-4　設計図書と実際の工事現場が一致しない場合（契約書第 19 条第１項第４号）　・・・・11
2-2-5　予期することが出来ない特別な状況が生じた場合（契約書第 19 条第１項第５号）　・・11
2-2-6　発注者が「設計図書の照査」の範囲をこえる作業を指示した場合　・・・・・・・・・・12
（契約書第 19 条第１ 項第１ 号から第５ 号及び公共建築工事共通仕様書共通編 1-1-8）
2-2-7　設計変更に関わる資料の作成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
2-2-8　発注者が必要と認め変更する場合（契約書第 20 条）　・・・・・・・・・・・・・・・・16
2-2-9　受注者からの請求により工期を延長する場合（契約書第 22 条）　・・・・・・・・・・・17
2-2-10 発注者の請求により工期を短縮する場合（契約書第 23 条）　・・・・・・・・・・・・・18
2-3　指定と任意の正しい運用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
第３章　施工条件明示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
3-1　設計図書への施工条件明示　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
別添　・・・23
工事打合せ簿の記載例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
違算防止のための留意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
参考資料　・・28
設計変更に関する通達・通知等（国からの通達・通知類）
設計変更に伴う契約変更の取扱いについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」の運用について　・・・・・・・・・・・・・・33
「条件明示について」　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34

新	旧
第１章　設計変更ガイドライン策定の目的 １－１　ガイドラインの目的 （略） １－１－１　発注者の留意事項 請負工事の施工は、設計書に従い行われるため、発注者は、受注者が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう次の事項に留意しなければならない。 ●工事の施工に係る制約事項については、**設計図書に必要な施工条件を明示する。** （「条件明示について」（平成 14 年 5 月 30 日付け国営計第 24 号）） ●受注者から設計図書についての確認の請求があった場合は、受注者の立会いの上、**直ちに調査を行い**、調査の結果をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内にその結果を工事打合せ簿により受注者に通知しなければならない。（契約書第 18 条第 2 項及び第 3 項） ●発注者は関係部局との調整後、速やかに書面（工事打合せ簿）による指示・協議等を行う。 ●当初設計の考え方や設計条件を確認し、設計変更の「協議」にあたる。 ●設計変更を行う必要が生じた場合など、**必要な指示、協議等は書面（工事打合せ簿）により行う。** （契約書第 1 条第 5 項） なお、「変更内容が重要なもの、請負代金の変更、工期の変更等」に係るものは、**総括監督員の決裁を得て**必要な指示等を行う。 ●同一工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施されている場合には、一工事の設計変更を行う際には、**関連するその他工事の設計変更についても検討する。** ●設計変更後の契約金額や工期は**受注者との協議**のうえ決定する。 （契約書第 24 条、第 25 条） ※ 工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るよう努める。	第１章　設計変更ガイドライン策定の目的 １－１　ガイドラインの目的 （略） １－１－１　発注者の留意事項 請負工事の施工は、設計書に従い行われるため、発注者は、受注者が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう次の事項に留意しなければならない。 ●工事の施工に係る制約事項については、**設計図書に必要な施工条件を明示する。** （「条件明示について」（平成 14 年 5 月 30 日付け国営計第 24 号）） ●受注者から設計図書についての確認の請求があった場合は、受注者の立会いの上、**直ちに調査を行い**、調査の結果をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内にその結果を工事打合せ簿により受注者に通知しなければならない。（契約書第 19 条第 2 項及び第 3 項） ●発注者は関係部局との調整後、速やかに書面（工事打合せ簿）による指示・協議等を行う。 ●当初設計の考え方や設計条件を確認し、設計変更の「協議」にあたる。 ●設計変更を行う必要が生じた場合など、**必要な指示、協議等は書面（工事打合せ簿）により行う。** （契約書第 1 条第 5 項） なお、「変更内容が重要なもの、請負代金の変更、工期の変更等」に係るものは、**総括監督員の決裁を得て**必要な指示等を行う。 ●同一工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施されている場合には、一工事の設計変更を行う際には、**関連するその他工事の設計変更についても検討する。** ●設計変更後の契約金額や工期は**受注者との協議**のうえ決定する。 （契約書第 24 条、第 25 条） ※ 工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るよう努める。

新	旧
１－１－２　受注者の留意事項 受注者は、工事の目的を達せられるよう施工する義務があるため、工事の施工にあたって発注者の意図、設計図書、現場条件などを確認する必要がある。 適切に工事を施工するため、受注者は、次の事項に留意しなければならない。 ●設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督職員と協議する。 （公共建築工事標準仕様書 1-1-8、契約書第 18 条第 1 項） ※協議内容によっては、各種検討・関係機関調整等が必要となり、回答までの期間をやむを得ず延長せざるを得ない場合もある。そのため、受注者はその協議すべき事実が判明次第できるだけ早い段階で協議を行う。 ●数量・仕様等の設計図書の変更が必要な場合は、その旨、**発注者と協議**を行い、**発注者の工事打合せ簿による指示に従い施工する。**（独自の判断で施工しない） **●受注者自らの提案・変更の場合は設計変更の対象とならない。** だだし、現場において、施工上の条件が変わった場合は協議により設計変更の対象となる。 ●公共建築工事では、**数量内訳書は参考**として公開しており、**設計図書には含まれないため、設計図書と数量内訳書の相違は設計変更の対象とならない。** 入札前の見積時に入念な照査を行い、疑義がある場合は質問回答書等（質疑応答書等）により早期の解決に努める。 ※「監督職員と協議」とは、協議事項について、監督職員と受注者等が結論を得るために合議し、その結果を**書面に残す**ことをいう。 （公共建築工事標準仕様書より）	１－１－２　受注者の留意事項 受注者は、工事の目的を達せられるよう施工する義務があるため、工事の施工にあたって発注者の意図、設計図書、現場条件などを確認する必要がある。 適切に工事を施工するため、受注者は、次の事項に留意しなければならない。 ●設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督職員と協議する。 （公共建築工事標準仕様書 1-1-8、契約書第 19 条第 1 項） ※協議内容によっては、各種検討・関係機関調整等が必要となり、回答までの期間をやむを得ず延長せざるを得ない場合もある。そのため、受注者はその協議すべき事実が判明次第できるだけ早い段階で協議を行う。 ●数量・仕様等の設計図書の変更が必要な場合は、その旨、**発注者と協議**を行い、**発注者の工事打合せ簿による指示に従い施工する。**（独自の判断で施工しない） **●受注者自らの提案・変更の場合は設計変更の対象とならない。** だだし、現場において、施工上の条件が変わった場合は協議により設計変更の対象となる。 ●公共建築工事では、**数量内訳書は参考**として公開しており、**設計図書には含まれないため、設計図書と数量内訳書の相違は設計変更の対象とならない。** 入札前の見積時に入念な照査を行い、疑義がある場合は質問回答書等（質疑応答書等）により早期の解決に努める。 ※「監督職員と協議」とは、協議事項について、監督職員と受注者等が結論を得るために合議し、その結果を**書面に残す**ことをいう。 （公共建築工事標準仕様書より）

新	旧
第２章　設計変更 ２－１　設計変更の基本事項 **（1）定義** （略） **（2）基本原則** 設計変更に伴う契約変更の範囲としては、次のように規定されている。 （「設計変更に伴う契約変更の取扱について」（昭和 44 年 3 月 31 日建設省東地厚発第 31 号の 2） ● 設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としない。 （注）工事量の設計表示単位は、建築数量積算基準に基づき工事の内容、規模に応じて適正に定めるものとする。 （建築数量積算基準・同解説　参照） ● 一式工事については、受注者に図面、仕様書において設計条件又は施工方法を明示したものにつき、当該設計条件又は施工方法を変更した場合を除き、原則として、設計変更の対象としない。 ● 変更見込金額が請負代金額の **30%を超える工事は、**現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合を除き、**原則として別途契約**とする。 ● 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行なうものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末に行うことをもって足りるものとする。 ※ 「変更見込金額が請負代金額の 30%を超える工事」について 変更見込金額が請負代金額の 30%を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合を除き、原則として別契約とするが、契約書第 27 条（臨機の措置）に係る施工、緊急工事については別途考慮する。	第２章　設計変更 ２－１　設計変更の基本事項 **（1）定義** （略） **（2）基本原則** 設計変更に伴う契約変更の範囲としては、次のように規定されている。 （「設計変更に伴う契約変更の取扱について」（昭和 44 年 3 月 31 日建設省東地厚発第 31 号の 2） ● 設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としない。 （注）工事量の設計表示単位は、建築数量積算基準に基づき工事の内容、規模に応じて適正に定めるものとする。 （建築数量積算基準・同解説　参照） ● 一式工事については、受注者に図面、仕様書において設計条件又は施工方法を明示したものにつき、当該設計条件又は施工方法を変更した場合を除き、原則として、設計変更の対象としない。 ● 変更見込金額が請負代金額の **30%を超える工事は、**現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合を除き、**原則として別途契約**とする。 ● 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行なうものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末に行うことをもって足りるものとする。 ※ 「変更見込金額が請負代金額の 30%を超える工事」について 変更見込金額が請負代金額の 30%を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合を除き、原則として別契約とするが、契約書第 27 条（臨機の措置）に係る施工、緊急工事については別途考慮する。

新	旧
※「軽微な設計変更に伴うもの」とは、**次に掲げるもの以外**をいう。 ①　構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの。 ②　新工種に係るもの又は単価若しくは一式工事費の変更が予定されるもので、それぞれの変更見込み額又はこれらの変更見込金額の合計額が請負代金額の 20%を超えるもの。 昭和 44 年 3 月 31 日　建設省東地厚発第 31 号の 2 「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」の 9 参照 **注）本書は、契約の一事項として扱うこととし、仕様書へその旨を記載する。** **営繕工事請負契約に係る設計変更等ガイドラインの契約図書の位置づけについて変更基準の明確化、設計変更の運用徹底を図るため仕様書に明記すること。** **【記載例】仕様書** 第○○条 設計変更等については、契約書第 19 条から第 25 条及び公共建築工事標準仕様書（建築工事編）第 1 章 1－1－8 から 1－1－10 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「営繕工事請負契約における設計変更等ガイドライン 令和６年４月（館山市）」によるところとする。	※「軽微な設計変更に伴うもの」とは、**次に掲げるもの以外**をいう。 ①　構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの。 ②　新工種に係るもの又は単価若しくは一式工事費の変更が予定されるもので、それぞれの変更見込み額又はこれらの変更見込金額の合計額が請負代金額の 20%を超えるもの。 昭和 44 年 3 月 31 日　建設省東地厚発第 31 号の 2 「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」の 9 参照 **注）本書は、契約の一事項として扱うこととし、仕様書へその旨を記載する。** **営繕工事請負契約に係る設計変更等ガイドラインの契約図書の位置づけについて変更基準の明確化、設計変更の運用徹底を図るため仕様書に明記すること。** **【記載例】仕様書** 第○○条 設計変更等については、契約書第 19 条から第 25 条及び公共建築工事標準仕様書（建築工事編）第 1 章 1－1－8 から 1－1－10 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「営繕工事請負契約における設計変更等ガイドライン 平成３１年４月（館山市）」によるところとする。

新

（3）設計変更を行う場合

館山市の建設工事請負契約書（以下「契約書」という。では、設計変更を行う場合について次のように規定している。

表１　主な設計変更を行う場合とその根拠条文

設計変更を行う場合	根 拠
1　図面、仕様書、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書が**互いに一致しない**場合 （２－２－１）	契約書第 18 条 第１項第１号
2　**設計図書**に**誤謬又は脱漏**がある場合 （２－２－２）	契約書第 18 条 第１項第２号
3　**設計図書**の表示が**明確でない**場合 （２－２－３）	契約書第 18 条 第１項第３号
4　工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の**工事現場が一致しない**場合 （２－２－４）	契約書第 18 条 第１項第４号
5　設計書に明示されていない施工条件について**予期することのできない特別な状況が生じた**場合 （２－２－５）	契約書第 18 条 第１項第５号
6　発注者が、受注者が行う**「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示**した場合 （２－２－６）	契約書第 18 条
7　**発注者が必要と認め**、設計図書の変更内容を受注者に通知して、**設計変更**する場合 （２－２－８）	契約書第 19 条
8　受注者からの請求により工期を延長する場合 （２－２－９）	契約書第 22 条

上記以外にも契約書では、支給材料及び貸与品（契約書第 15 条）、設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等（契約書第 17 条）、発注者の請求による工期短縮（契約書第 23 条）などにおいて設計変更する場合があることを規定している。

旧

（3）設計変更を行う場合

館山市の建設工事請負契約書（以下「契約書」という。では、設計変更を行う場合について次のように規定している。

表１　主な設計変更を行う場合とその根拠条文

設計変更を行う場合	根 拠
1　図面、仕様書、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書が**互いに一致しない**場合 （２－２－１）	契約書第 19 条 第１項第１号
2　**設計図書**に**誤謬又は脱漏**がある場合 （２－２－２）	契約書第 19 条 第１項第２号
3　**設計図書**の表示が**明確でない**場合 （２－２－３）	契約書第 19 条 第１項第３号
4　工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の**工事現場が一致しない**場合 （２－２－４）	契約書第 19 条 第１項第４号
5　設計書に明示されていない施工条件について**予期することのできない特別な状況が生じた**場合 （２－２－５）	契約書第 19 条 第１項第５号
6　発注者が、受注者が行う**「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示**した場合 （２－２－６）	契約書第 19 条
7　**発注者が必要と認め**、設計図書の変更内容を受注者に通知して、**設計変更**する場合 （２－２－８）	契約書第 20 条
8　受注者からの請求により工期を延長する場合 （２－２－９）	契約書第 22 条

上記以外にも契約書では、支給材料及び貸与品（契約書第 16 条）、設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等（契約書第 18 条）、発注者の請求による工期短縮（契約書第 23 条）などにおいて設計変更する場合があることを規定している。

新	旧
（4）設計変更が不可能なケース （略） **（5）設計変更が可能なケース** 発注者（監督職員）の指示を受け施工するなど、正規の手続きを経た場合は、**設計変更できる。** ＜設計変更が可能な具体的事例＞ □仮設（任意を含む）において、条件明示の有無に係わらず**当初発注時で予期しえなかった土質条件や地下水等が確認された**場合（ただし、所定の手続きが必要） □当初発注時点で想定している着工時期に、**受注者の責によらず工事着手が出来ない**場合 □所定の手続き（「協議等」）を行い、**発注者の「指示」**によるもの （「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある） □受注者が行うべき**「設計図書の照査」の範囲を超える作業**を実施する場合 □受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められる場合 **【留意事項】** **◆ 設計変更にあたっては下記の事項に留意し受注者へ指示する。** 1．当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。 2．当該事業（工事）での変更の必要性を明確にし、設計変更は契約書第19条に基づき書面（工事打合せ簿）で行う。 （規格の妥当性、変更対応の妥当性（別途発注ではないか）を明確にする。） 3．設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。 （軽微な変更は除く。） 4．　発注者から指示を行い、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず工事打合せ簿により指示を行う。 受発注者間の協議に基づき、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合も同様とする。 5．工事打合せ簿への概算金額の記載を行う。	**（4）設計変更が不可能なケース** （略） **（5）設計変更が可能なケース** 発注者（監督職員）の指示を受け施工するなど、正規の手続きを経た場合は、**設計変更できる。** ＜設計変更が可能な具体的事例＞ □仮設（任意を含む）において、条件明示の有無に係わらず**当初発注時で予期しえなかった土質条件や地下水等が確認された**場合（ただし、所定の手続きが必要） □当初発注時点で想定している着工時期に、**受注者の責によらず工事着手が出来ない**場合 □所定の手続き（「協議等」）を行い、**発注者の「指示」**によるもの （「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある） □受注者が行うべき**「設計図書の照査」の範囲を超える作業**を実施する場合 □受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められる場合 **【留意事項】** **◆ 設計変更にあたっては下記の事項に留意し受注者へ指示する。** 1．当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。 2．当該事業（工事）での変更の必要性を明確にし、設計変更は契約書第20条に基づき書面（工事打合せ簿）で行う。 （規格の妥当性、変更対応の妥当性（別途発注ではないか）を明確にする。） 3．設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。 （軽微な変更は除く。） 4．発注者から指示を行い、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず工事打合せ簿により指示を行う。 受発注者間の協議に基づき、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合も同様とする。 5．工事打合せ簿への概算金額の記載を行う。

新	旧
ただし、**以下の事項を条件**とする。 ①記載する概算金額は、**『参考値』であり、契約変更額を拘束するものではない。** また、緊急的に行う場合や何らかの理由により概算額の算定に時間を要する場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行う。 ②概算金額については、契約金額ベースで記載する。 ただし、特別調査等を必要とし概算額を記載できない工種がある場合には、積算可能な項目での金額を記載し、積算できない項目を明確にする。 ③概算額は、十万円単位を基本（十万円以下の場合は一万円単位）とする。 ただし、大規模事業等で十万円単位での算出が困難な場合は積算可能な範囲において概算額を記載する ※ 工事打合せ簿への記載方法について、別添**「工事打合せ簿記載例」を参考**とする。 協 議：監督職員と受注者が結論を得るために対等な立場で合議し、その結果を書面に残すことをいう。 承 諾：受注者が書面で申し出た事項について、書面により同意することをいう。 ≪受注者自らの都合により施工方法等について監督職員に同意を得たもの ⇒ **設計変更不可** ≫ 指示：監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し実施させることをいう。 ≪協議により、監督職員が受注者に対し書面により指示したもの ⇒ **設計変更可能** ≫ ※ 契約書第 27 条（臨機の措置）については別途考慮する。	ただし、**以下の事項を条件**とする。 ①記載する概算金額は、**『参考値』であり、契約変更額を拘束するものではない。** また、緊急的に行う場合や何らかの理由により概算額の算定に時間を要する場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行う。 ②概算金額については、契約金額ベースで記載する。 ただし、特別調査等を必要とし概算額を記載できない工種がある場合には、積算可能な項目での金額を記載し、積算できない項目を明確にする。 ③ 概算額は、十万円単位を基本（十万円以下の場合は一万円単位）とする。 ただし、大規模事業等で十万円単位での算出が困難な場合は積算可能な範囲において概算額を記載する ※ 工事打合せ簿への記載方法について、別添**「工事打合せ簿記載例」を参考**とする。 協 議：監督職員と受注者が結論を得るために対等な立場で合議し、その結果を書面に残すことをいう。 承 諾：受注者が書面で申し出た事項について、書面により同意することをいう。 ≪受注者自らの都合により施工方法等について監督職員に同意を得たもの ⇒ **設計変更不可** ≫ 指示：監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し実施させることをいう。 ≪協議により、監督職員が受注者に対し書面により指示したもの ⇒ **設計変更可能** ≫ ※ 契約書第 27 条（臨機の措置）については別途考慮する。

新

２－２　設計変更を行う場合の具体的な事例と手続き

工事を実施していく中で、２－１（３）の表１に示した理由により、当初の設計図書どおりに工事を施工できない場合がある。

このような場合には、工事の目的を達成するために設計図書の内容を変更し、それに応じて工期、請負代金額を変更することになる。

以下に、設計変更を行う場合の具体的な事例と設計図書、工期、請負代金額の変更を行うまでの手続きをフロー図で示す。（図１　設計図書が互いに一致しない場合の手続き）

２－２－１　設計図書が互いに一致しない場合（契約書第 18 条第１項第１号）

図１　（２－２－１から２－２－５共通）

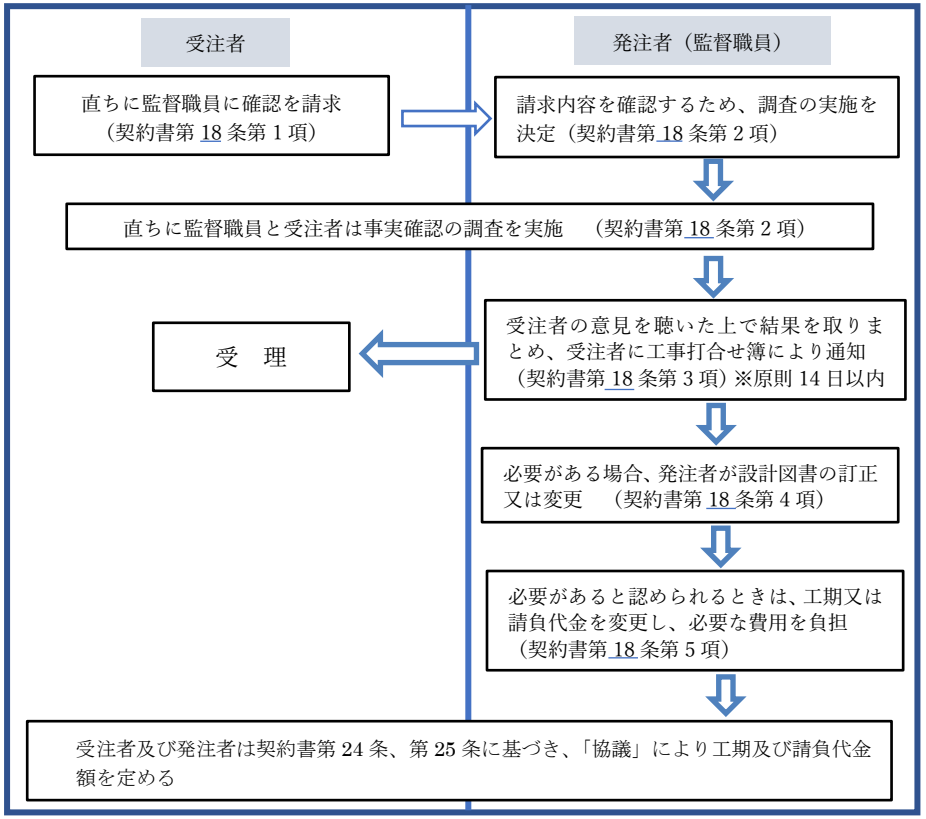

旧

２－２　設計変更を行う場合の具体的な事例と手続き

工事を実施していく中で、２－１（３）の表１に示した理由により、当初の設計図書どおりに工事を施工できない場合がある。

このような場合には、工事の目的を達成するために設計図書の内容を変更し、それに応じて工期、請負代金額を変更することになる。

以下に、設計変更を行う場合の具体的な事例と設計図書、工期、請負代金額の変更を行うまでの手続きをフロー図で示す。（図１　設計図書が互いに一致しない場合の手続き）

２－２－１　設計図書が互いに一致しない場合（契約書第 19 条第１項第１号）

図１　（２－２－１から２－２－５共通）

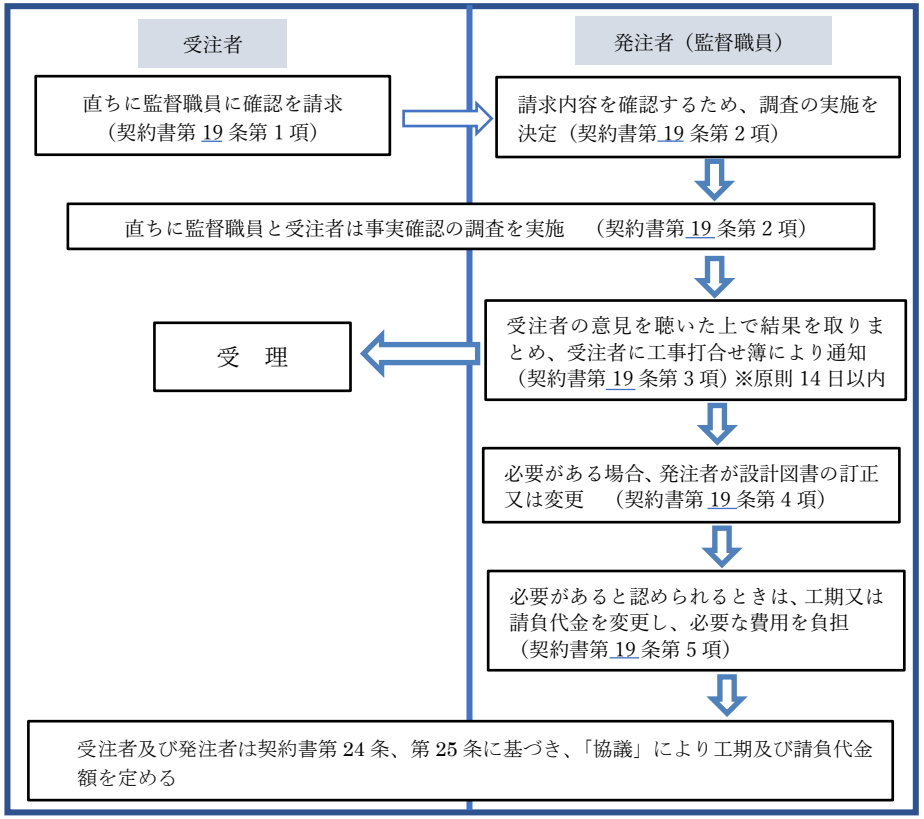

新	旧
（1）具体的な事例 □ 仕様書と図面の寸法、数量等の記載が一致していない □ 天伏図面と詳細図の寸法が一致していない □ 仕様書と図面の材料名称、材料仕様が一致しない ※ 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書の優先順位が定められている場合を除く。 （2）設計変更を行うまでの手続き 図１のとおり。 ２－２－２　設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（契約書第 18 条第１項第２号） （1）具体的な事例 ① 設計図書に誤謬がある場合 □ 図面に記載された寸法が間違っている □ 図面により同一部分の構成、構造が異なっている □ 設計図書に示されている矢板の打設方法では、条件明示されている土質で施工できない □ 工事施工上必要な材料名について、図面ごとに違う □ 建築、電気設備及び機械設備の各分野の設計内容が互いに整合していない ② 設計図書に脱漏がある場合 □ 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない □ 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない □ 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導員についての条件明示がない □ 使用する材料の仕様が明示されていない □ 図面に示されている器具が設計図書に示されていない （2）設計変更を行うまでの手続き ２－２－１（2）図１と同様。	（1）具体的な事例 □ 仕様書と図面の寸法、数量等の記載が一致していない □ 天伏図面と詳細図の寸法が一致していない □ 仕様書と図面の材料名称、材料仕様が一致しない ※ 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書の優先順位が定められている場合を除く。 （2）設計変更を行うまでの手続き 図１のとおり。 ２－２－２　設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（契約書第 19 条第１項第２号） （1）具体的な事例 ① 設計図書に誤謬がある場合 □ 図面に記載された寸法が間違っている □ 図面により同一部分の構成、構造が異なっている □ 設計図書に示されている矢板の打設方法では、条件明示されている土質で施工できない □ 工事施工上必要な材料名について、図面ごとに違う □ 建築、電気設備及び機械設備の各分野の設計内容が互いに整合していない ② 設計図書に脱漏がある場合 □ 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない □ 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない □ 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導員についての条件明示がない □ 使用する材料の仕様が明示されていない □ 図面に示されている器具が設計図書に示されていない （2）設計変更を行うまでの手続き ２－２－１（2）図１と同様。

新	旧
２－２－３　設計図書の表示が明確でない場合（契約書第 18 条第１項第３号） **（１）具体的な事例** □ 図面の記載内容が読み取れない □ 使用する材料の仕様（種類、強度等）が明確でない □ 関連工事（契約書第２条）の内容が明確でない **（２）設計変更を行うまでの手続き** **２－２－１（２）図１**と同様。	**２－２－３　設計図書の表示が明確でない場合（契約書第 19 条第１項第３号）** **（１）具体的な事例** □ 図面の記載内容が読み取れない □ 使用する材料の仕様（種類、強度等）が明確でない □ 関連工事（契約書第２条）の内容が明確でない **（２）設計変更を行うまでの手続き** **２－２－１（２）図１**と同様。
２－２－４　設計図書と実際の工事現場が一致しない場合（契約書第 18 条第１ 項第４ 号） **（１）具体的な事例** □ 設計図書に明示された劣化の程度と劣化の範囲が実際の工事現場と一致しない □ 設計図書に明示された地盤改良材、配合量で想定している改良後の強度と工事現場での試験による改良後の強度が一致しない □ 設計図書に明示された想定支持地盤と実際の工事現場が大きく異なる事実が判明した □ 施工中に設計図書に示されていないアスベスト含有建材を発見し、調査及び撤去が必要となった □ 設計図書に明示された配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が大きく異なる事実が判明した □その他、新たな制約等が発生した場合 **（２）設計変更を行うまでの手続き** **２－２－１（２）図１**と同様。	**２－２－４　設計図書と実際の工事現場が一致しない場合（契約書第 19 条第１ 項第４ 号）** **（１）具体的な事例** □ 設計図書に明示された劣化の程度と劣化の範囲が実際の工事現場と一致しない □ 設計図書に明示された地盤改良材、配合量で想定している改良後の強度と工事現場での試験による改良後の強度が一致しない □ 設計図書に明示された想定支持地盤と実際の工事現場が大きく異なる事実が判明した □ 施工中に設計図書に示されていないアスベスト含有建材を発見し、調査及び撤去が必要となった □ 設計図書に明示された配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が大きく異なる事実が判明した □その他、新たな制約等が発生した場合 **（２）設計変更を行うまでの手続き** **２－２－１（２）図１**と同様。
２－２－５ 予期することが出来ない特別な状況が生じた場合（契約書第 18 条第１項第５ 号） **（１）具体的な事例** □ 施工中に地中障害物が発見され、撤去が必要となった □ 配管敷設のため掘削したところ、地下埋設物が発見され、迂回することが必要となった □ 基礎工事のため掘削したところ、埋蔵文化財が発見され、調査が必要となった □ 当初設計では想定し得なかった軟弱な地盤が確認された **（２） 設計変更を行うまでの手続き** **２－２－１（２）図１**と同様。	**２－２－５ 予期することが出来ない特別な状況が生じた場合（契約書 19 条第１項第５ 号）** **（１）具体的な事例** □ 施工中に地中障害物が発見され、撤去が必要となった □ 配管敷設のため掘削したところ、地下埋設物が発見され、迂回することが必要となった □ 基礎工事のため掘削したところ、埋蔵文化財が発見され、調査が必要となった □ 当初設計では想定し得なかった軟弱な地盤が確認された **（２） 設計変更を行うまでの手続き** **２－２－１（２）図１**と同様。

新	旧
２－２－６　発注者が「設計図書の照査」の範囲をこえる作業を指示した場合 **（契約書第 18 条第１項第１号から第５ 号** **及び公共建築工事標準仕様書１－１－8）** **（1）具体的な事例**　≪受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲をこえる作業の事例≫ □ 設計根拠まで遡る設計図書の見直し □ 設計のための地質調査が必要な場合（品質管理のための調査は含まない） □ 改修工事において、既存部分が設計図書と異なることにより、新たに図面作成が必要となるもの □ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必用があるもの又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの □ 現地調査の結果、設計図書で明示している既存設備の機能や能力等が異なる場合の容量計算及び図面作成 □ 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図等の再作成が必要となるもの （ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる） □ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの □ 構造物の載荷高さが変更となり、構造物の再計算が必要となるもの □ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図書と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの □ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成 □ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成 □ 構造物の応力計算の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査 □ 「設計要領」･「各種示方書」等との対比設計 ※適正な設計図書に基づく数量の算出及び工事完成図の作成については、受注者の費用負担によるものとする。	**２－２－６　発注者が「設計図書の照査」の範囲をこえる作業を指示した場合** **（契約書第 19 条第１項第１号から第５ 号** **及び公共建築工事標準仕様書１－１－8）** **（1）具体的な事例**　≪受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲をこえる作業の事例≫ □ 設計根拠まで遡る設計図書の見直し □ 設計のための地質調査が必要な場合（品質管理のための調査は含まない） □ 改修工事において、既存部分が設計図書と異なることにより、新たに図面作成が必要となるもの □ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必用があるもの又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの □ 現地調査の結果、設計図書で明示している既存設備の機能や能力等が異なる場合の容量計算及び図面作成 □ 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図等の再作成が必要となるもの （ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる） □ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの □ 構造物の載荷高さが変更となり、構造物の再計算が必要となるもの □ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図書と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの □ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成 □ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成 □ 構造物の応力計算の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査 □ 「設計要領」･「各種示方書」等との対比設計 ※適正な設計図書に基づく数量の算出及び工事完成図の作成については、受注者の費用負担によるものとする。

新

（2）設計変更を行うまでの手続き

図２　設計図書の照査の範囲をこえる指示をした場合の手続き（２－２－６）

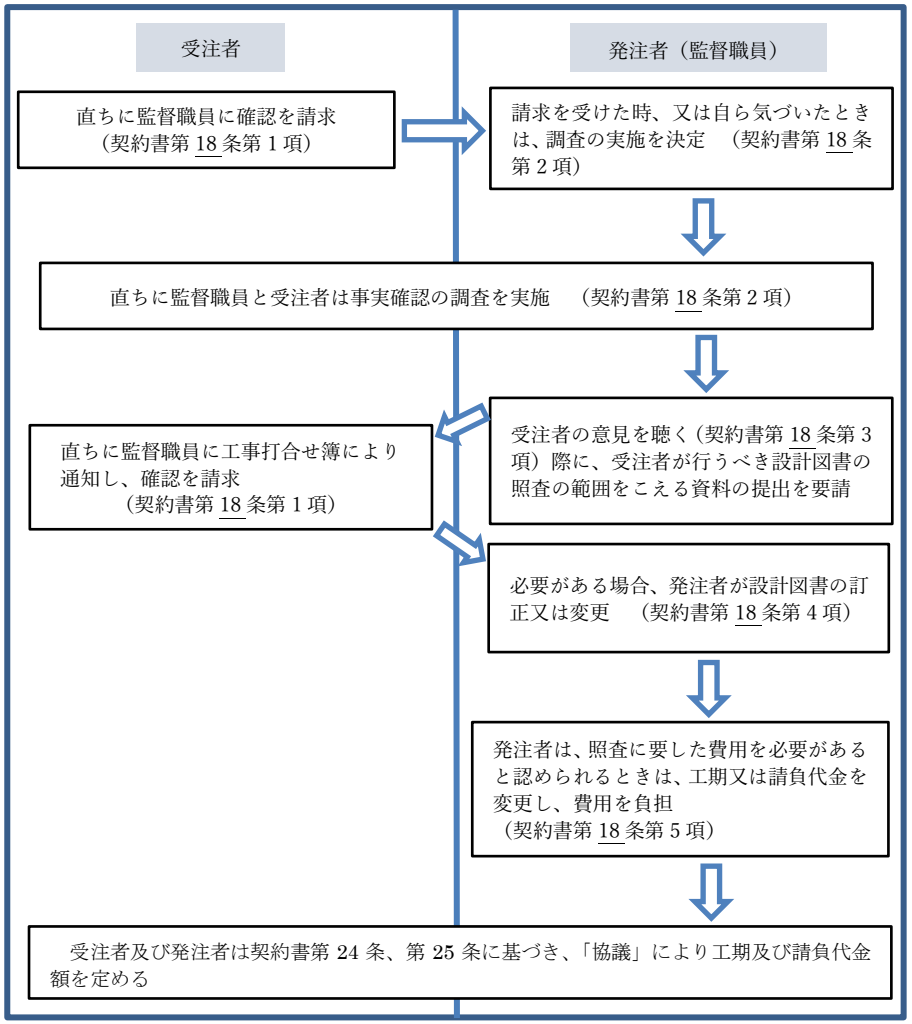

旧

（2）設計変更を行うまでの手続き

図２　設計図書の照査の範囲をこえる指示をした場合の手続き（２－２－６）

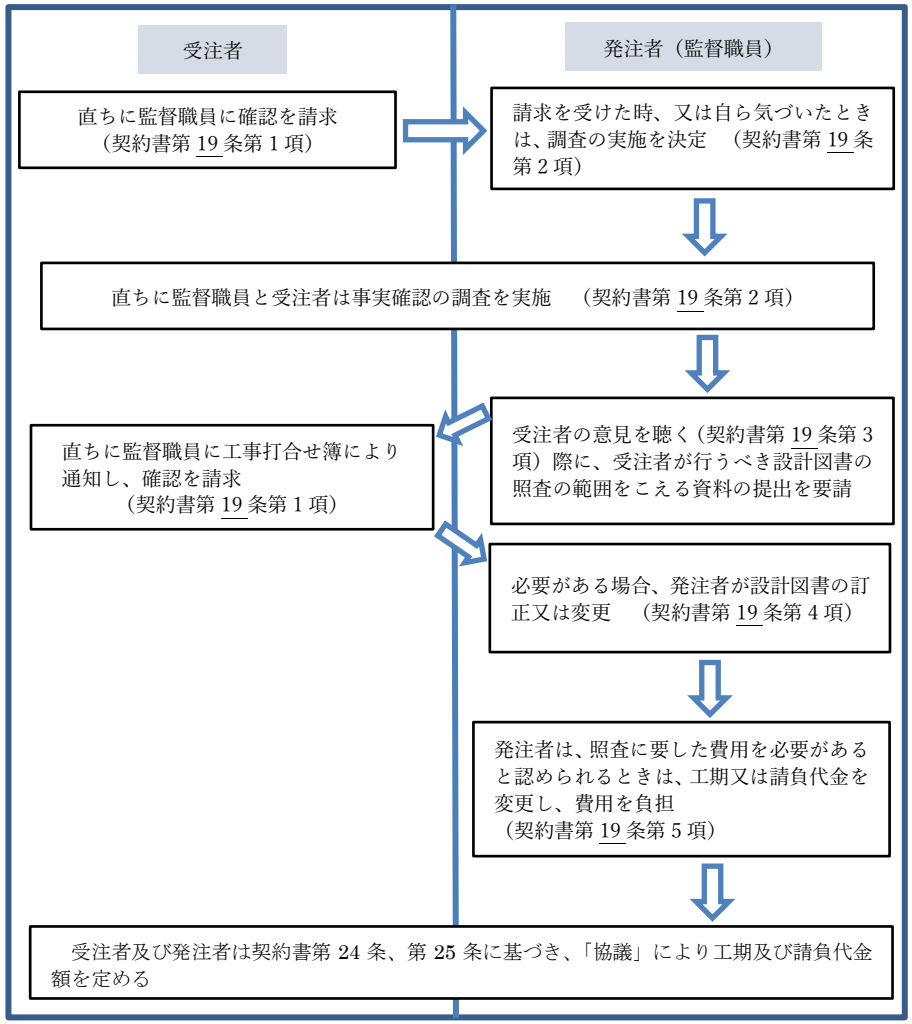

新

２－２－７　設計変更に関わる資料の作成

設計変更に関わる資料の作成についての具体的対応法

１）設計照査に必要な資料作成

受注者は、当初設計等に対して契約書第 18 条第 1 項に該当する事実が発見された場合、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。

ただし、照査の範囲をこえる指示をした場合は、必要により契約変更の対象とする。

図３　設計照査に必要な資料作成を行う場合の手続き（２－２－７）

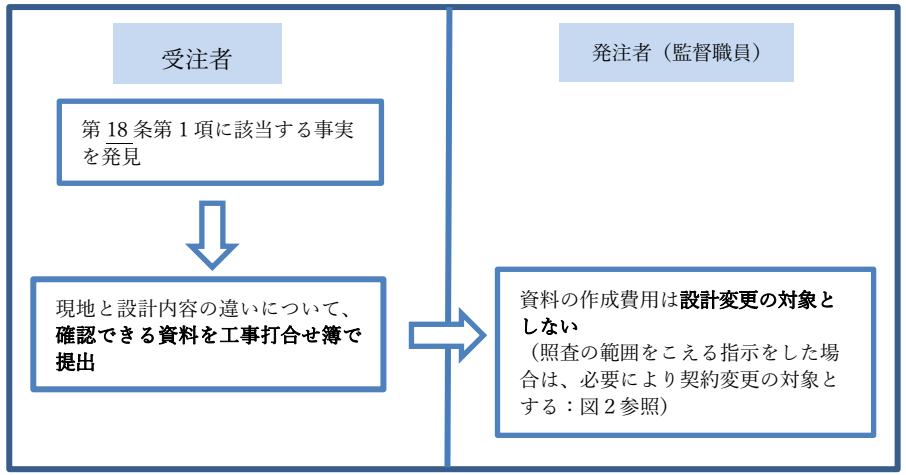

旧

２－２－７　設計変更に関わる資料の作成

設計変更に関わる資料の作成についての具体的対応法

１）設計照査に必要な資料作成

受注者は、当初設計等に対して契約書第 19 条第 1 項に該当する事実が発見された場合、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。

ただし、照査の範囲をこえる指示をした場合は、必要により契約変更の対象とする。

図３　設計照査に必要な資料作成を行う場合の手続き（２－２－７）

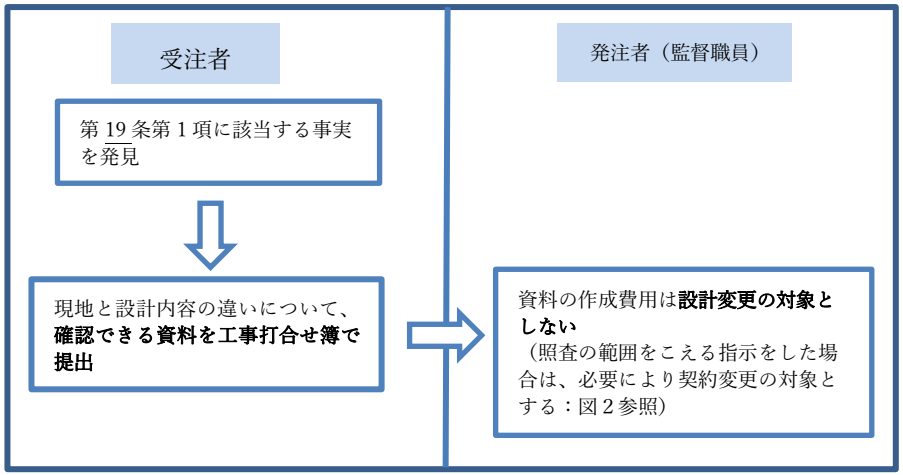

新

2）設計変更に必要な資料作成

契約書第 18 条第 1 項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、契約書第 18 条第 4 項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとする。

① 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
② 設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
③ 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
④ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。
⑤ 増加費用については、設計業務等標準積算基準書を基本とする。

図４　設計変更に必要な資料作成を行う場合の手続き（２－２－７）

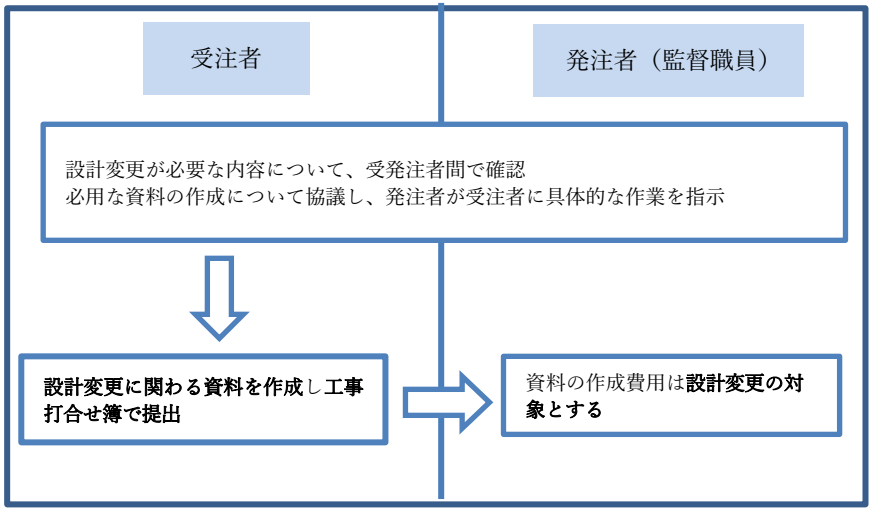

旧

2）設計変更に必要な資料作成

契約書第 19 条第 1 項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、契約書第 19 条第 4 項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとする。

① 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
② 設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
③ 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
④ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。
⑤ 増加費用については、設計業務等標準積算基準書を基本とする。

図４　設計変更に必要な資料作成を行う場合の手続き（２－２－７）

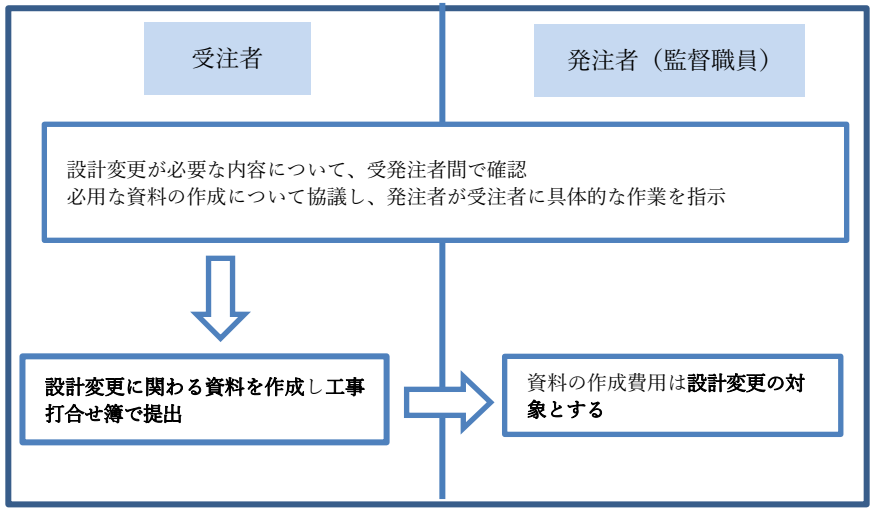

新

２－２－８　発注者が必要と認め変更する場合（契約書第 19 条）

（１）具体的な事例　≪安全性、緊急性、用地関係等、事由を明確化する必要がある≫

- □ 地元調整の結果、施工範囲を拡大（縮小）する
- □ 地元調整の結果、施工時間、施工期間を変更する
- □ 関係機関等との調整により、設計内容の変更、又は新たな工事内容の追加を行う必要が生じた
- □ 発注者の要望等により、設計内容の変更、又は新たな工事内容の追加を行う
- □ 同時に施工する必要のある工種が判明し、その工種を追加する
- □ 施設管理者、電気・ガス等の事業者、警察・消防署等との協議により、施工内容の変更、工種の追加をする
- □ 使用材料を変更する
- □ 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する
- □ 施設の維持管理又は利用方法等が具体化したことにより、変更する必要があると認める場合

（２）設計変更を行うまでの手続き

図５　発注者が必要と認め変更する場合の手続き（２－２－８）

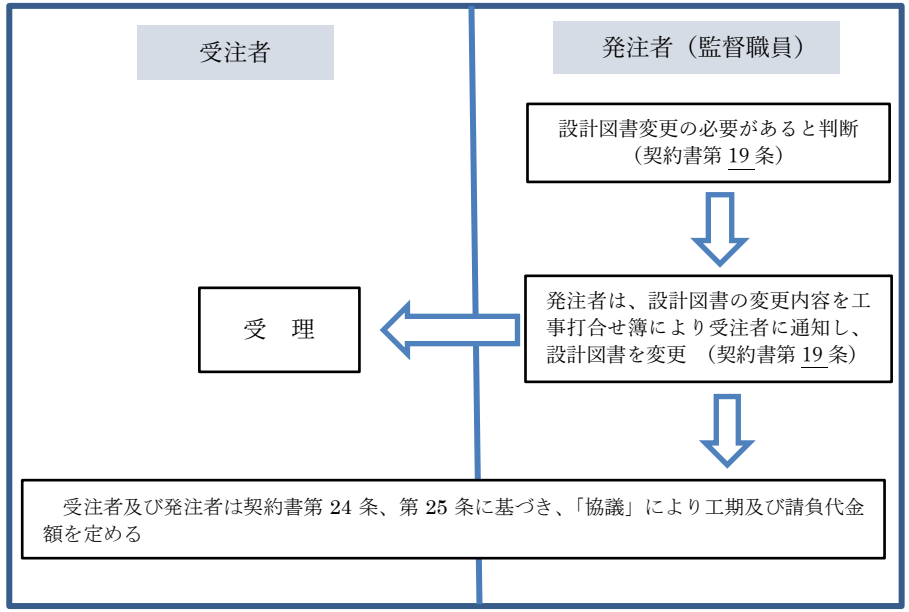

旧

２－２－８　発注者が必要と認め変更する場合（契約書第 20 条）

（１）具体的な事例　≪安全性、緊急性、用地関係等、事由を明確化する必要がある≫

- □ 地元調整の結果、施工範囲を拡大（縮小）する
- □ 地元調整の結果、施工時間、施工期間を変更する
- □ 関係機関等との調整により、設計内容の変更、又は新たな工事内容の追加を行う必要が生じた
- □ 発注者の要望等により、設計内容の変更、又は新たな工事内容の追加を行う
- □ 同時に施工する必要のある工種が判明し、その工種を追加する
- □ 施設管理者、電気・ガス等の事業者、警察・消防署等との協議により、施工内容の変更、工種の追加をする
- □ 使用材料を変更する
- □ 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する
- □ 施設の維持管理又は利用方法等が具体化したことにより、変更する必要があると認める場合

（２）設計変更を行うまでの手続き

図５　発注者が必要と認め変更する場合の手続き（２－２－８）

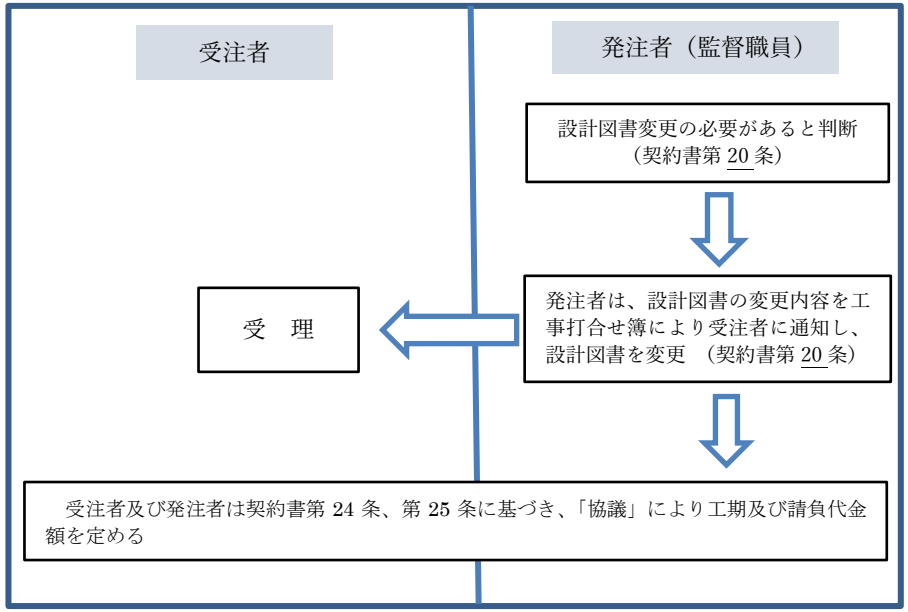

新	旧
第２章　設計変更 ２－２　設計変更を行う場合の具体的な事例と手続き ２－２－９　～　２－２－10 （略） ２－３　指定と任意の正しい運用 （略） 第３章　施工条件明示 ３－１　設計図書への施工条件明示 （略） 別添 工事打合せ簿記載例 工事打合せ簿記載例 【建設工事請負契約に係る設計変更等ガイドライン】 第２章 設計変更 ２－１設計変更の基本事項 （５）設計変更が可能なケース＜設計変更が可能な具体的な事例＞ **【留意事項】** **◆ 設計変更・先行指示・協議による指示にあたっては下記の事項に留意し受注者へ指示する。** ５．工事打合せ簿への概算金額の記載を行う。 ただし、**以下の事項を条件**とする。 ①記載する概算金額は、**『参考値』であり、契約変更額を拘束するものではない。** また、緊急的に行う場合や何らかの理由により概算額の算定に時間を要する場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。 ②概算金額については、契約金額ベースで記載する。 ただし、特別調査等を必要とし概算額を記載できない工種がある場合には、積算可能な項目での金額を記載し、積算できない項目を明確にすることとする。 ③概算額は、十万円単位を基本（十万円以下の場合は一万円単位）とする。 ただし、大規模事業等で十万円単位での算出が困難な場合は積算可能な範囲において概算額を記載する。 上記に伴う工事打合せ簿の一般的な記載内容については、次項を参考とする。	第２章　設計変更 ２－２　設計変更を行う場合の具体的な事例と手続き ２－２－９　～　２－２－10 （略） ２－３　指定と任意の正しい運用 （略） 第３章　施工条件明示 ３－１　設計図書への施工条件明示 （略） 別添 工事打合せ簿記載例 工事打合せ簿記載例 【建設工事請負契約に係る設計変更等ガイドライン】 第２章 設計変更 ２－１設計変更の基本事項 （５）設計変更が可能なケース＜設計変更が可能な具体的な事例＞ **【留意事項】** **◆ 設計変更・先行指示・協議による指示にあたっては下記の事項に留意し受注者へ指示する。** ５．工事打合せ簿への概算金額の記載を行う。 ただし、**以下の事項を条件**とする。 ①記載する概算金額は、**『参考値』であり、契約変更額を拘束するものではない。** また、緊急的に行う場合や何らかの理由により概算額の算定に時間を要する場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。 ②概算金額については、契約金額ベースで記載する。 ただし、特別調査等を必要とし概算額を記載できない工種がある場合には、積算可能な項目での金額を記載し、積算できない項目を明確にすることとする。 ③概算額は、十万円単位を基本（十万円以下の場合は一万円単位）とする。 ただし、大規模事業等で十万円単位での算出が困難な場合は積算可能な範囲において概算額を記載する。 上記に伴う工事打合せ簿の一般的な記載内容については、次項を参考とする。

新

工 事 打 合 せ 簿

発　議　者	☑発注者　□受注者	発議年月日	(年号) ○○年○○月○○日
発 議 事 項	☑指示　□協議　□通知　□承諾　□報告　□提出 □その他（　　）		
工　事　名	○○小学校　外壁改修工事　（○○地先）		

（　内　容　）

【 例 】　　○○工の施工について

1．建設工事請負契約書第 19 条により、別紙のとおり設計図書の変更を行うよう指示する。
　【別紙に仕様書・図面等、施工に必要となる資料を添付する。】

2．下記に示す概算金額については、あくまでも概算であり、後日の変更契約に係る参考値として位置付けるものである。

概算金額 約○十万円 増（減）額の見込みである。
（本金額は、契約金額ベースの金額である。）【契約金額ベースで概算金額を記載する。】

※　ただし、特別調査等を要し単価等が直ぐに把握できない場合は積算可能な範囲で金額を記載し何を対象として積算しているか又は、何の単価を後日回答するかを記載する。
　　記載例：概算金額 約○十万円 増（減）額の見込みである。
　　（本金額は、契約金額ベースである。）

※　ただし、○○工の A 材料費を除く金額であり、A 材料費については後日回答します。

添付図　　葉、その他添付図書

処理・回答	発注者	上記について　□指示・□承諾・□協議・□提出・□受理　します。 □その他（　　） （年号）○○年○○月○○日
	受注者	上記について　☑承諾・□協議・□提出・□報告・□受理　します。 □その他（　　） （年号）○○年○○月○○日

（注）打合せのつど２部作成し、各々保管する。

総括監督員	主任監督員	監督員

現場代理人	主任(監理)技術者

旧

工 事 打 合 せ 簿

発　議　者	☑発注者　□受注者	発議年月日	(年号) ○○年○○月○○日
発 議 事 項	☑指示　□協議　□通知　□承諾　□提出　□報告　□届出 □その他（　　）		
工　事　名	○○小学校　外壁改修工事　（○○地先）		

（　内　容　）

【 例 】　　○○工の施工について

1．建設工事請負契約書第 20 条により、別紙のとおり設計図書の変更を行うよう指示する。
　【別紙に仕様書・図面等、施工に必要となる資料を添付する。】

2．下記に示す概算金額については、あくまでも概算であり、後日の変更契約に係る参考値として位置付けるものである。

概算金額 約○十万円 増（減）額の見込みである。
（本金額は、契約金額ベースの金額である。）【契約金額ベースで概算金額を記載する。】

※　ただし、特別調査等を要し単価等が直ぐに把握できない場合は積算可能な範囲で金額を記載し何を対象として積算しているか又は、何の単価を後日回答するかを記載する。
　　記載例：概算金額 約○十万円 増（減）額の見込みである。
　　（本金額は、契約金額ベースである。）

※　ただし、○○工の A 材料費を除く金額であり、A 材料費については後日回答します。

添付図　　葉、その他添付図書

処理・回答	発注者	上記について　□指示・□承諾・□協議・□通知・□受理　します。 □その他（　　） （年号）○○年○○月○○日
	受注者	上記について　□指示・☑承諾・□協議・□通知・□受理　します。 □その他（　　） （年号）○○年○○月○○日

（注）打合せのつど２部作成し、各々保管する。

総括監督員	主任監督員	監督員

現場代理人	主任(監理)技術者

新

工 事 打 合 せ 簿

発　議　者	□発注者　☑受注者	発議年月日	(年号) ○○年○○月○○日
発　議　事　項	□指示　☑協議　□通知　□承諾　□報告　□提出 □その他（　　）		
工　事　名	○○小学校　外壁改修工事　（○○地先）		

（　内　容　）

【 例 】　　○○工の施工について

建設工事請負契約書第 18 条第 4 項により、別紙のとおり設計図書の変更について協議します。
【別紙に協議理由・対策検討の内容・数量・形状寸法、施工方法、図面等、必要となる資料を添付する。】

（発注者が記入）
概算金額 約○十万円 増（減）額の見込みである。（参考値）
（本金額は、契約金額ベースの金額である。）【契約金額ベースで概算金額を記載する。】

※　ただし、特別調査等を要し単価等が直ぐに把握できない場合は積算可能な範囲で金額を記載し何を対象として積算しているか又は、何の単価を後日回答するかを記載する。
記載例：概算金額 約○十万円 増（減）額の見込みである。（参考値）
（本金額は、契約金額ベースである。）

※　ただし、○○工の A 材料費を除く金額であり、A 材料費については後日回答します。

添付図　　葉、その他添付図書

処理・回答	発注者	上記について　☑指示・□承諾・□協議・□提出・□受理　します。 □その他（　　） （年号）○○年○○月○○日
	受注者	上記について　□承諾・□協議・□提出・□報告・□受理　します。 □その他（　　） （年号）○○年○○月○○日

（注）打合せのつど２部作成し、各々保管する。

総括監督員	主任監督員	監督員

現場代理人	主任(監理)技術者

旧

工 事 打 合 せ 簿

発　議　者	□発注者　☑受注者	発議年月日	(年号) ○○年○○月○○日
発　議　事　項	□指示　☑協議　□通知　□承諾　□提出　□報告　□届出 □その他（　　）		
工　事　名	○○小学校　外壁改修工事　（○○地先）		

（　内　容　）

【 例 】　　○○工の施工について

建設工事請負契約書第 19 条第 4 項により、別紙のとおり設計図書の変更について協議します。
【別紙に協議理由・対策検討の内容・数量・形状寸法、施工方法、図面等、必要となる資料を添付する。】

（発注者が記入）
概算金額 約○十万円 増（減）額の見込みである。（参考値）
（本金額は、契約金額ベースの金額である。）【契約金額ベースで概算金額を記載する。】

※　ただし、特別調査等を要し単価等が直ぐに把握できない場合は積算可能な範囲で金額を記載し何を対象として積算しているか又は、何の単価を後日回答するかを記載する。
記載例：概算金額 約○十万円 増（減）額の見込みである。（参考値）
（本金額は、契約金額ベースである。）

※　ただし、○○工の A 材料費を除く金額であり、A 材料費については後日回答します。

添付図　　葉、その他添付図書

処理・回答	発注者	上記について　☑指示・□承諾・□協議・□通知・□受理　します。 □その他（　　） （年号）○○年○○月○○日
	受注者	上記について　□指示・□承諾・□協議・□通知・□受理　します。 □その他（　　） （年号）○○年○○月○○日

（注）打合せのつど２部作成し、各々保管する。

総括監督員	主任監督員	監督員

現場代理人	主任(監理)技術者

新	旧
別添 　違算防止のための留意事項 　　（略） 参考資料 　設計変更に関する通達・通知等 　（国からの通達・通知類） 　　（略）	別添 　違算防止のための留意事項 　　（略） 参考資料 　設計変更に関する通達・通知等 　（国からの通達・通知類） 　　（略）